

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

保険証(被保険者証)を更新します

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、笠松町に住所がある75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和2年7月31日ですので、8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

7月31日まで

うすい紫色



8月1日から

うすい青色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏名	広域 太郎		
一部負担金の割合	〇割		
有効期限	令和3年7月31日		
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 令和3年7月31日 住所 羽島郡笠松町司町1番地			
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	交付年月日	令和2年8月1日
一部負担金の割合	〇割	保険者番号	39213038
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>		

●確定申告期限の延長期間に申告された方へ

確定申告期限の延長期間(令和2年3月17日～4月16日)に申告された方は、郵送される保険証の負担割合(1割・3割)や後期高齢者医療保険料額決定通知書に最新の所得状況が反映されていない場合があります。その場合は、後日、保険証の差替えや保険料の変更が発生する可能性があります。

また、保険料の変更が生じた場合、特別徴収(年金からの天引き)から普通徴収(納付書・口座振替)による納付に切り替わることもあります。

お手数をお掛けしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

令和2・3年度の保険料を改定します

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直しを行っています。

令和2年度・令和3年度の保険料率は次のとおりです。

	令和2・3年度	平成30・31年度(令和元年度)からの増減
均等割額	44,411円	+3,197円
所得割率	8.55%	+0.8ポイント
賦課限度額	64万円	+2万円

保険料率の上昇は、医療費の増加や後期高齢者負担率(国が決定する医療給付費に占める高齢者の保険料負担の割合)の上昇が要因にあります。また、一人当たりの保険料増加には保険料均等割額の軽減特例の見直しの影響も含まれます。(右ページ「保険料の軽減措置を見直します」をご覧ください)

令和2年度の保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、今年度の保険料は前年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料の決まり方】

令和2年度の保険料		=
限度額64万円(年額) [100円未満切捨て]		
均等割額	+	所得割額
被保険者1人当たり 44,411円		被保険者の所得* ×8.55%

※総所得金額等-33万円(基礎控除額)

保険料の軽減措置を見直します

保険料均等割の軽減措置は、特例的に実施されてきましたが、世代間の負担の公平を図る観点なども踏まえ、平成31年度（令和元年度）から段階的に本来の軽減への見直しが行われています。医療保険を将来にわたり安定して運営できる制度にする見直しであるため、ご理解をお願いします。

なお、改正に伴い保険料額が変更となる方で、保険料を年金からお支払いいただいている場合の引き落とし額への影響は10月からです。



① 保険料の均等割額軽減特例の段階的な見直し

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合		
	本来の軽減	令和2年度	令和3年度
平成31年度（令和元年度）における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	改 7.75割	7割
平成31年度（令和元年度）における8割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金の控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません		改 7割	
「33万円 + 改 28万5千円 × 被保険者数」以下	5割	5割	
「33万円 + 改 52万円 × 被保険者数」以下	2割	2割	

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方(元被扶養者)は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減となります。(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます)

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

圃住民課 ☎388-1115